

浦添市育英会 給付選考基準表

○学力について

高等学校等における第2学年から申請時までの学業成績の評定平均値が、5段階(又は5段階評価換算)でおおむね4.0以上あること

○経済的理由により修学困難と認められる者の収入基準について

申込本人の生計を維持する者(父母又は父・母がいない場合には代わって生計を維持する者)の1年間の総収入から必要な経費(給与所得の場合は、別表2に掲げる算式により算出した控除額)及び別表3の特別控除額を控除した額が、別表1の収入基準額以下であること。

認定所得金額 < 収入基準額

認定所得金額 = 【A】所得金額(父母等の合計) - 特別控除額(別表3)

【A】所得金額 (1年間の総収入 - 必要な経費)

1. 給与所得の場合 (給与、年金収入)

所得金額 = 年間収入金額から別表2の控除額を控除した額

2. 給与所得以外の場合 (営業収入等)

所得金額 = 所得証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額

3. 同一人物で給与所得と給与以外の所得がある場合

所得金額 = 上記1で算出した額と上記2で算出した額の合計額

「別表1」収入基準額

世帯人員	高等専門学校 収入基準額	大学・専修学校の専門課程 収入基準額	備考
1	1,030,000	1,390,000	※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高等専門学校は110,000円、大学・専修学校の専門課程の場合は、120,000円を世帯人員7人の基準額に加算する。
2	1,650,000	1,980,000	
3	1,900,000	2,120,000	
4	2,060,000	2,290,000	
5	2,210,000	2,390,000	
6	2,340,000	2,500,000	
7	2,460,000	2,620,000	

